

審 査 基 準

令和4年7月28日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問 い 合 わ せ 先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110） 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備 考：